

調布市工事請負契約における現場代理人常駐義務の緩和措置に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、建設業者の受注機会の拡大を図るため、現場代理人の常駐義務について、その一部を緩和し、兼任を認める措置について必要な事項を定めるものとする。

(兼任の要件)

第2条 兼任については、次の各号に掲げるすべての要件を満たした場合にかぎり、2件まで認める。

- (1) 調布市発注の工事であること。
- (2) 工事場所が調布市内であること。
- (3) 常時、連絡を取れる体制にあり、かつ、適切な運営及び取締りが行われ、契約の履行に支障がないと認められる場合であること。
- (4) 兼任させようとする現場代理人が、調布市以外の発注機関等が発注する工事（公共工事以外の工事も含む。）の現場代理人でないこと。

(工事規模等)

第3条 前条により兼任するそれぞれの工事の契約金額が4,000万円未満であること。ただし、建築一式工事の場合は、8,000万円未満とする。

(近接工事)

第4条 近接工事において現場代理人を兼任している2件の工事については、1件の工事とみなすが、双方の工事の契約金額の合計額を金額規模とする。

(契約変更)

第5条 現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、第3条で定める金額を上回る場合も、法令に違反する場合を除き、引き続き現場代理人の兼任を認めることとする。

(施工管理)

第6条 現場代理人を兼任する場合、施工に当たり、特に工事現場の安全管理、住民対応等に配慮するとともに、兼任する双方の監督員と常に連絡が取れる体制を確保すること。

(手続)

第7条 現場代理人の兼任を希望する者は、落札決定後、総務部契約課へ現場代理人兼任届を提出すること。

(営業所専任技術者等の配置)

第8条 営業所専任技術者等を現場代理人として配置することは認められない。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、平成22年1月4日から施行し、施行日以降に締結する工事請負契約について適用する。

附則（平成26年3月31日）

この基準は、平成26年3月31日から施行する。

附則（令和4年4月1日）

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和5年4月1日）

この改正は、令和5年4月1日から施行する。